

新旧対照表

浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付要綱（昭和59年告示第24号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
（補助金の額） 第3条 補助金の額は、<u>150,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。 第5号様式（第8条） 浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付請求書 省 略 浦安市ひとり親家庭福祉会 会長 省 略 第6号様式（第9条第1項） 浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金概算払 交付請求書 省 略 浦安市ひとり親家庭福祉会 会長 省 略 <u>附 則</u> <u>この告示は、公示の日から施行する。</u>	（補助金の額） 第3条 補助金の額は、<u>300,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。 第5号様式（第8条） 浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金交付請求書 同 左 浦安市ひとり親家庭福祉会 会長 ㊞ 同 左 第6号様式（第9条第1項） 浦安市ひとり親家庭福祉会事業費補助金概算払 交付請求書 同 左 浦安市ひとり親家庭福祉会 会長 ㊞ 同 左